

## 三條市総合計画の策定の基本方針等について

## 1 策定の基本方針について

- (1) 各分野の課題や関連性を考慮して検討すべき政策分野（縦軸）を設定するとともに、各政策、施策を立案、遂行する上での価値判断基準（横軸）を設定し、「選びたくなるまち」の実現に向けた今後のまちづくりの方向性を示す。
- (2) 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成する。
- (3) 基本構想及び基本計画の計画期間は、令和5年度から令和10年度までの6年間とする。実施計画の計画期間は、今後の検討を踏まえて決定する。
- (4) 総合計画の策定等について検討し、意見を述べる機関として三條市総合計画策定協議会を設置し、基本構想、基本計画の原案を諮問し、答申を得る。
- (5) 各政策分野（縦軸）の審議を行うため、策定協議会に専門部会を設置する。
- (6) 価値判断基準（横軸）の各施策等への反映状況について意見を聴取するため、総合計画検証有識者会議を設置する。
- (7) 策定協議会での審議のほか、パブリックコメント等により市民の意向を把握する。

## 2 策定スケジュール等について

- (1) 策定スケジュール ⇒資料 1-2 のとおり
- (2) 三條市総合計画策定協議会における意見聴取
  - ・開催時期：令和4年6月～11月
  - ・開催回数：3回程度を予定
- (3) 専門部会における意見聴取
  - ・専門部会：政策分野ごとに専門部会を設置し意見聴取
  - ・開催時期：令和4年7月～10月
  - ・開催回数：3回程度を予定
- (4) 有識者会議における意見聴取
  - ・開催時期：令和4年7月～10月
  - ・開催回数：2回程度を予定
- (5) パブリックコメントの実施
  - ・実施時期：令和4年10月（予定）

## 3 三條市総合計画の骨子（案）について

- (1) 総合計画の構成（案） ⇒ 資料 1-3 のとおり
- (2) 政策の体系（案） ⇒ 資料 1-4 のとおり
- (3) 横軸について（案） ⇒ 資料 1-5 のとおり